

事務連絡
令和2年4月3日

各

都道府県
政令指定都市
中核市

 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療的ケアを必要とする児童のご家庭への
手指消毒用エタノールの配布状況について

3月13日、手指消毒用エタノールジェル（詰め替えパック）4,740個、容器1,750本（以下「第1弾配布分」という。）に引き続き、3月24日に追加で手指用エタノール400ml（消毒液入りポンプの容器）と付け替え用400mlのセットを4,000セット（以下「第2弾配布分」という。）、を各都道府県あてに送付し、可能な限り迅速に医療的ケア児がいるご家庭に配布していただくようお願いしたところです。（「医療的ケアを必要とする児童のご家庭への手指消毒用エタノールの送付について」（令和2年3月17日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡））

第1弾配布分については、すでに3月24日の事務連絡で配布状況の調査に御協力いただいたところですが、この度、第2弾配布分についても令和2年3月17日の事務連絡でお知らせした通り確認させていただくこととしております。ご多忙中申し訳ありませんが、第1弾配布分の調査と同じフローで、別紙様式に記載の上、4月10日までにメールにてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、国から配布した第1弾及び第2弾配布分につきましては、すべてご家庭に届けていただく必要がありますので、必ず優先順位をつけてご家庭にお届けいただき、県庁等で保管、備蓄等することのないようお願いいたします。

また、国からの配布数を適切に管理するため、国から予告した配布数と都道府県に届いた数に齟齬がある場合は、その旨お知らせ下さい。

以上

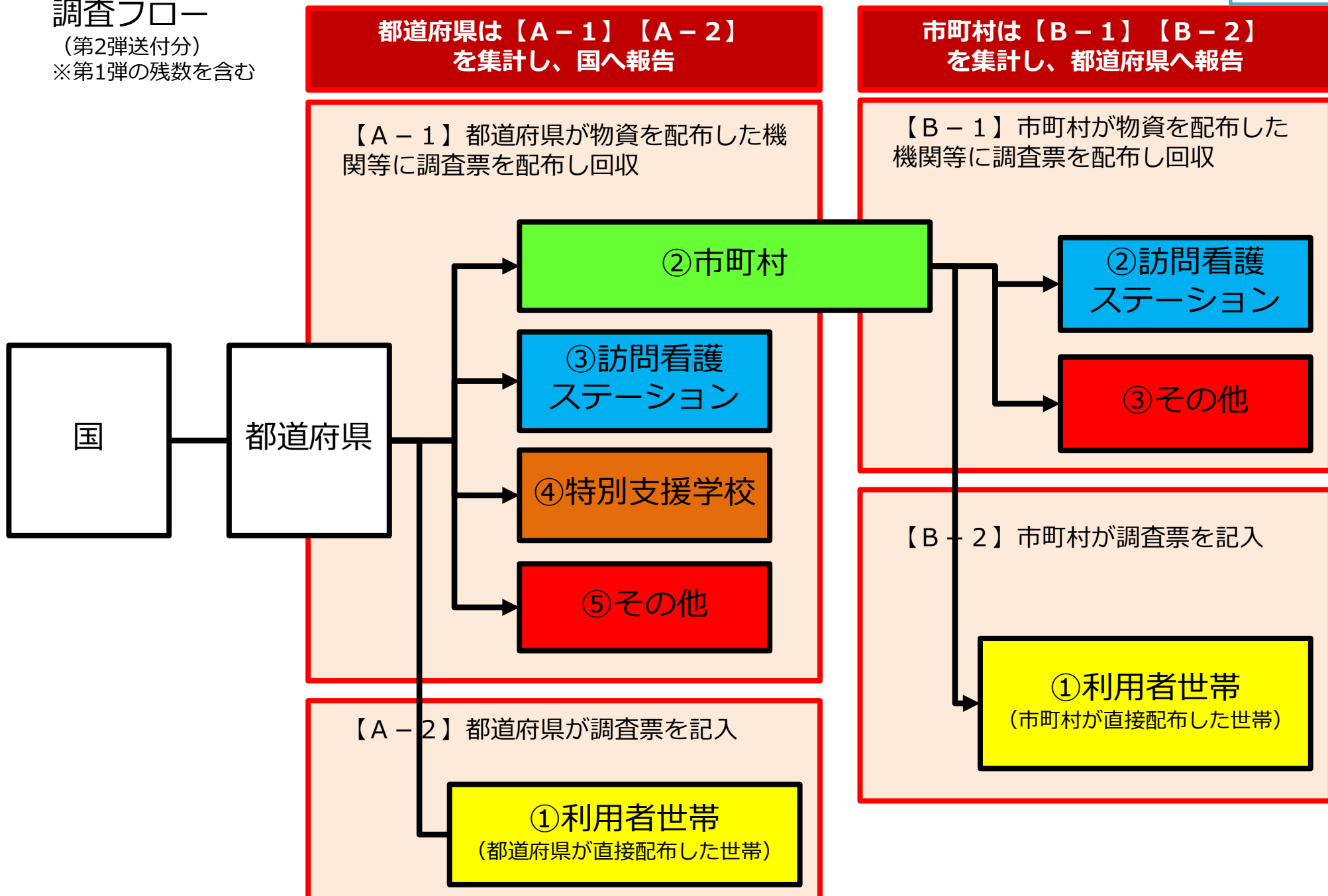
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線）3032、3101

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

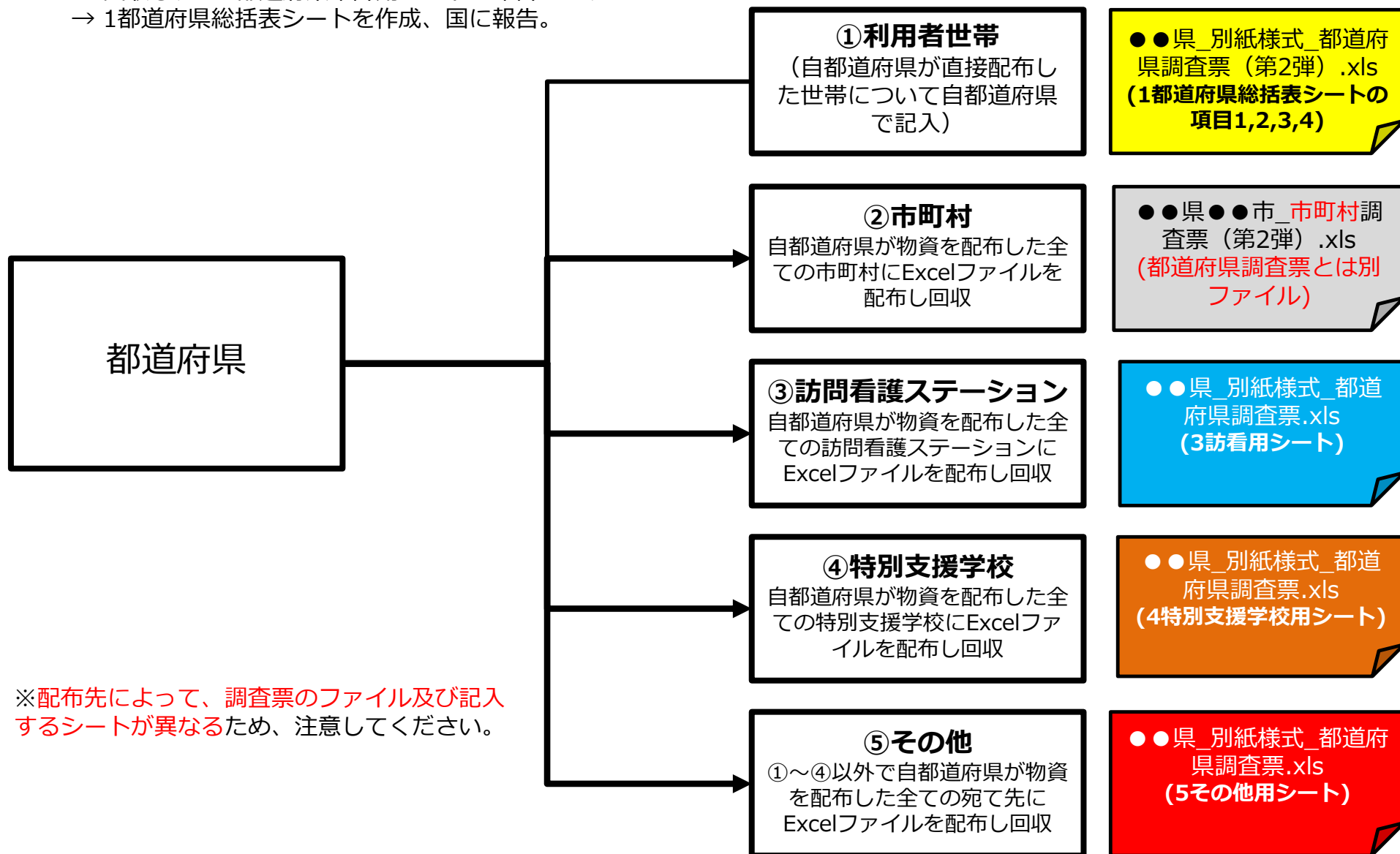
調査フロー

(第2弾送付分)
※第1弾の残数を含む



都道府県調査

1. ① 都道府県が直接物資を配布した世帯に関し、都道府県で調査票を記入・集計し、国に報告。
2. ②～⑤ 都道府県から物資を配布した先へ下記のExcelの調査票を配布。
 - 回収し、1-2都道府県集計用シートに集計の上、
 - 1都道府県総括表シートを作成、国に報告。



※配布先によって、調査票のファイル及び記入するシートが異なるため、注意してください。

市町村調査

1. ① 市町村が直接物資を配布した世帯に関し、市町村で調査票を記入・集計し、都道府県に報告。
2. ②③ 市町村から物資を配布した先へ下記のExcelの調査票を配布。
 - 回収し、2-2市町村集計用シートに集計の上、
 - 2市町村用総括表シートを作成、都道府県に報告。

